

『生活文化研究所報告』第四十九号
二〇二二年三月刊 別刷

村落内部文書と名主座村落

藪部 寿樹

村落内部文書と名主座村落

菌部 寿樹

はじめに

私はこれまで、村落宮座と村落文書を中心に研究してきた。すでによく知られているように、畿内近国の中世村落、いわゆる惣村には、村落文書がある。

一方、名主座リング内にある村落では村落文書はなく、名主座を統括する神職である小領主（土豪・地侍）の家文書、すなわち地下^{ちげ}文書のみが伝来している。本稿では、荘郷レベルの名主座の支配下におかれている村落を名主座村落と呼ぶ。

この惣村と名主座村落とを比較して捉えた場合、どのような議論ができるだろうか。本稿では、この問題に取り組む。

そこでまず、惣村の村落文書に必須だとされている村落内部文書⁽¹⁾に関する考察からはじめたい。

一 村落内部文書の諸相

二〇二一年の歴史学研究会大会中世史部会では、朝比奈新・似鳥雄一両氏による荘園制と村落に関する重厚で聞き応えのある研究報告がなされた（二〇二一年五月歴史学研究会大会中世史部会報告）。そのなかで、似鳥氏が畿内近国の中世後期村落「惣村」の要件として「成文法」をあげていることに違和感を覚え、敢えて質問をした（中世地下文書研究会による

報告準備会、ならびに大会における中世史部会討論）。質疑応答の中で似鳥氏は成文法から村落定書さらには日記へと主張をトーンダウンさせたものの、惣村がそのような「村落内部文書」を持つことを所与の条件とすることに對して、なんら疑うまでもないかのようにであった⁽²⁾。

翻って私は、中世後期村落は口頭伝達の社会であり、それが文書伝達に進展していくには相応の条件が必要だろうと考えていた⁽³⁾。そのため、日記や村落定書のような「村落内部文書」を作成することを惣村の所与の条件とすることに、はじめは違和感をもったのである。

ただ、外部とのやりとりから村落に残った文書（売券、寄進状、申状案など）も村落文書である。しかし、日記や村落定書など、村落内部の必要性から作成された村落内部文書こそが、真の村落文書と言えよう。そのような観点に立てば、似鳥氏の指摘は的を射ていると、考えを改めた。

畿内近国の惣村はもとより、その周辺にある名主座の惣荘・惣郷をも広く見渡した時、村落内部文書を作成している村落は極めて少なく、中世後期村落全体からみると極めて異質な存在であることは明らかだと私は考えていた。さらに中世後期村落の前提となる中世前期社会には村落文書群の存在が全く確認されておらず、そもそも中世前期に村落があったかどうかについてさえ議論が分かれているところでもある⁽⁴⁾。しかし、そういう認識は必ずしも広く共有されたものではないことを、似鳥氏との討論の中で改めて確認した次第だった。

そこで私は、中世後期村落の基底にも前代から続く口頭伝達の慣行が根

表1 村落内部文書の初見一覧

番号	西暦	和暦	所在国	村落名	初見文書名	文書群	出典	文書内容	備考
参考1	1252	建長4年 5月11日	和泉国	唐国村	唐国村刀祢百姓等 置文	松尾寺文書	『和泉市史』第1巻、 596頁	(現状記録的)	本来は刀祢家文書か。文書群の全容不明
1	1262	弘長2年 10月11日	近江国	奥島荘	奥島荘百姓等置文	大島神社奥津島神社 文書2号	『大島神社奥津島神社文書』	現状記録的	
参考2	1270	文永7年 閏9月26日	紀伊国	賀太荘	井、ム口座衆置文 案	淡島神社文書114 号	『和歌山市史』4古代中世 史料編、395頁	(現状記録的)	淡島神社は賀太荘内にあり。文書群の全容不明
2	1279	弘安2年 12月21日	紀伊国	鞆淵荘	鞆淵園遷宮次第置 文	鞆淵八幡神社文書7 号	『和歌山県史』中世史料1	現状記録的	
3	1280	弘安3年 2月22日	近江国	山前荘	山前荘莊務職配分 置文	筑波大学所蔵雑文書 8号	『史料纂集』筑波大学所蔵 文書下、122頁	現状記録的	
4	1293	正応6年 8月15日	紀伊国	相賀北荘 柏原村	柏原御堂結衆紛失 定書	西光寺文書(柏原区 有)7号	『和歌山県史』中世史料1	現状記録的	〔柏原御堂〕結衆中

強くあり、そこから村落内部での情報伝達が文書によるものへと変化するためには相応の条件が必要であったろうことを、改めて示す必要があると考えた。これまで私は村落定書の成立を通して口頭伝達から文書伝達への変化を説いたが、それでは不十分で説得的ではないことに改めて気付いたのである。

中世後期には村落名だけが知られているが、その村落集団の文書群が確認されていないものが相当数ある。そうした事例を列挙することをまず考えた。しかし、村落があったことは確認できても、その村落集団が村落内部文書を作成しなかったことを証明することは不可能に近い。「それらの村落文書群は現代に至るまでの間に失われて伝来しなかった」という想定を排除することが困難だからである。

そこで私は当該村落に「村落内部文書がなかった」ことを証明することは諦めて、逆に「村落内部文書がある」ことの意義から考えていくことにした。その作業により、中世後期村落における村落内部文書の作成が前代

からの所与の条件ではないことを示したい。いかなる契機で各村落が中世後期に村落内部文書を作成するようになったのか、その具体相をみていこうと思う。

そのために具体的な作業としては、「個々の中世後期村落が初めて作成した村落内部文書には、どのような様式でどのような内容の文書があるのかを広く観察する」ことが必要だと考えた。

以上のような観点と方法によって、本稿では中世村落内部で口頭伝達から文書伝達へとかわり内部文書が作成される様相をみることにし、中世村落における口頭伝達慣行がもつ根強さを示したい。そのことがまた、村落内部文書が希少であることの前提なのである。

さらに村落内部文書出現の趨勢を数量的に分析することにより、中世村落文書における内部文書の位置づけを考え、さらに中世村落内部の情報伝達のあり方について改めて考えたい。

そこでまず、表1村落内部文書の初見一覧を提示したい。

菌部／村落内部文書と名主座村落

参考6	17	16	15	参考5	14	13	12	11	10	9	8	7	6	参考4	5	参考3
1395	1394	1389	1385	1384	1383	1374	1369	1368	1315	1313	1311	1305	1297	1296	1296	1294
1月 応永2年	1月 応永1年	2月25日 康応1年	12月19日 元中2年	12月10日 至徳1年	1月4日 永徳3年	12月3日 文中3年	6月17日 正平24年	10月10日 応安1年	3月28日 正和4年	4月 正和2年	9月17日 応長1年	3月10日 嘉元3年	永仁5年	5月3日 永仁4年	4月7日 永仁4年	8月22日 永仁2年
紀伊国	紀伊国	近江国	紀伊国	紀伊国	近江国	紀伊国	和泉国	近江国	紀伊国	近江国	若狭国	紀伊国	近江国	近江国	近江国	若狭国
塚村	隅田荘赤野村	下笠村	花園下荘	郷 四郷内東	堀郷 得珍保今	南村 花園荘中	黒鳥村	橋本村・武久村	脇村 相賀荘市	岡屋村	西郷 織田荘山	東村	溝郷 得珍保蛇	野々宮郷 得珍保	菅浦	多烏浦
写	赤塚村堂座位記録	恋野村堂座記録写	下笠村老杉神社事案議定書	花園下荘百姓定書	文 四郷内東郷四至置	今堀郷結鎮頭衆議定書	黒鳥村安明寺五座置文	左右宮神田日記	三部大明神おり米等支配記録	苗村大明神岡屋村弓事定置文	山西郷内仏神田評議注文	東村若王子尾山受領交名日記	蛇溝郷九日頭日記	大般若経衆議定書	赤崎田地日記	多烏浦天満宮山堺定書
上田正義氏所蔵文書	恋野芋生家所蔵記録	老杉神社文書	中南区有文書68号	滝区文書6号	今堀日吉神社文書357号	中南区有文書45号	和泉市教育委員会所蔵黒鳥村文書	橋本左右神社文書写真版G45	市脇村三部社所蔵文書	勝手神社文書1975号	園林寺文書16号	王子神社文書神社32号	蛇溝町共有文書1号	野々宮神社文書	菅浦文書728号	秦家文書34号
『橋本市史』下、743頁	『橋本市史』下、733頁	『近江栗田郡志』巻4、補遺1頁	『和歌山県史』中世史料2	『かつらぎ町史』古代・中世史料編、Ⅲ四郷 791頁	『今堀日吉神社文書集成』	『和歌山県史』中世史料2	帳 東京大学史料編纂所写真	橋本左右神社文書	『紀伊統風土記』3輯、194頁	『近江蒲生郡志』6	『福井県史』資料編8	『和歌山県史』中世史料1	『八日市市史』5、334頁	藤井励夫「盗まれた大般若経」、『日本歴史』634号、2001年	『菅浦文書』下巻	『小浜市史』諸家文書編3
(現状記録的)	現状記録的	現状記録的	現状変更的	(現状記録的)	現状記録的	現状記録的	現状記録的	現状記録的	現状記録的	現状記録的	現状変更的	現状記録的	現状記録的	(現状変更的)	現状記録的	(現状記録的)
文書群の全容不明				文書群の全容不明		前年の公文侍従等紛失状(40号)を補完するもの	河野家所蔵文書20号、「河野家所蔵文書」『日本史研究』207号、1979年			岡屋村と勝手神社との関連不明	山西郷と園林寺との関連不明	(端裏書)ニヤクワウシノウノセウそく二んシユ(若王子能の装束人数)		本文中「八日市庭南方十禪師社」は野々宮郷の十禪師社(野々宮神社)のこと。八日市庭も野々宮郷にあり。文書群の全容不明	「ひさしのたうしゆ(日指の堂衆)」	多烏浦の共有文書は刀祢の秦家に集積されたか

21	参考18	参考17	参考16	20	参考15	参考14	19	参考13	参考12	参考11	参考10	18	参考9	参考8	参考7
1475	1474	1473	1470	1464	1460	1441	1437	1434	1430	1423	1423	1418	1411	1397	1395
4月 文明7年	11月9日 文明6年	11月27日 文明5年	5月16日 文明2年	3月11日 寛正5年	11月 長禄4年	6月 嘉吉1年	4月 永享9年	12月13日 永享6年	8月 永享2年	12月11日 応永31年	3月7日 応永30年	8月6日 応永25年	8月18日 応永13年	4月25日 応永4年	12月 応永2年
近江国	大和国	紀伊国	近江国	河内国	紀伊国	和泉国	摂津国	紀伊国	近江国	近江国	近江国	大和国	摂津国	紀伊国	紀伊国
仰木荘	蘭生荘	大野郷	難波村	鬼住村	直川荘	日根野村	成合村	兄井島	野々宮郷	必佐荘力	小川保下 小川村	三里(服部・五百井・丹後)	長洲御厨	安原郷	短野村
親村由緒置文	蘭生荘祭礼頭置文	大野郷十番頭契状案	難波村惣中定書写	鬼住村山林定書	千手寺寺僧・直川荘番頭等定書写	日根野村十二谷下池築堤祭文記録	成合村春日大明神神事例式写	高野山夏衆沙汰人等連署置文	野々宮郷定書	十禪師社綿向祭神馬定書	小川八王子権現八講法式衆議定書	三里条々定書	大覚寺僧衆番頭等連署置文	安原郷成福寺座敷定書	短野村井手岩山定書
小椋神社親村所蔵文書1号	葛神社宮座文書	尾崎家文書6号	難波八坂神社文書	鬼住区有文書1号	玉井家文書	藤田家文書3号	岩家文書174号	高野山勸学院文書145	野矢氏文書	比都佐神社文書2252号	川越文書692号	服部神楽講文書3号	大覚寺文書33号	成福寺文書	短野区文書597号
『近江地方史研究』21号	『都祁村史』559頁、『改訂都祁村史』上巻178頁、183頁・中巻433頁、436頁	『海南市史』3資料編1	『東浅井郡志』4、177頁	『河内長野市史』5	『紀伊続風土記』第3輯付録巻1古文書部、3頁	『泉佐野市史』	『高槻市史』3史料編1	『かつらぎ町史』古代・中世資料編、VI六箇四郷、1073頁	『近江国神崎郡志稿』下、86頁	『近江蒲生郡志』6	『滋賀県史』5参考史料	『服部神楽講文書』、『国立歴史民俗博物館研究報告』112集	『兵庫県史』史料編中世1	『紀伊続風土記』3輯付録4、84頁	『かつらぎ町史』古代・中世史料編、II官省符庄、729頁
現状記録的	(現状記録的)	(現状記録的)	(現状記録的)	現状記録的	(現状記録的)	(現状記録的)	現状記録的	(現状変更的)	(現状変更的)	(現状記録的)	(現状変更的)	現状記録的	(現状記録的)	(現状記録的)	(現状記録的)
	文書群の全容不明	文書群の全容不明	文書群の全容不明	旧稿では支証状としていたが、定文言があるので定書に改めた	領主層との連署文書。文書群の全容不明	文書群の全容不明	『高槻市史』3史料編1	領主層との連署文書。文書群の全容不明	文書群の全容不明	文書群の全容不明	文書群の全容不明		領主層との連署文書。文書群の全容不明	文書群の全容不明	文書群の全容不明

菌部／村落内部文書と名主座村落

参考28	参考27	26	25	24	23	参考26	参考25	22	参考24	参考23	参考22	参考21	参考20	参考19
1538	1533	1531	1525	1518	1518	1513	1512	1504	1498	1501 1497	1494	1491	1481	1476
天文7年 4月2日	天文2年	享禄4年 3月4日	大永5年 12月20日	永正15年 12月21日	永正15年 5月	永正10年 4月	永正9年 3月11日	永正1年 1月	明心7年 1月8日	(明心年間)	明心3年 1月7日	延徳3年 2月16日	文明13年 8月3日	文明8年 10月22日
近江国	近江国	近江国	山城国	近江国	越前国	近江国	近江国	大和国	伊勢国	近江国	紀伊国	伊勢国	撰津国	紀伊国
奥島荘白 部村	山田荘	余呉荘丹 生郷	東河原村	得珍保南 郷	江良浦	篠田荘力	押立五郷	下田村	中村	安治村	和田荘吉 原村	宇治郷鹿 海北岡	真上村	天野郷
白部村定書	山田天神講置文	丹生郷おとな定書	東河原村惣帳	得珍保南郷諸商売 定書	江良浦棟数注文	菅田神社等神事置 文	押立神社置文	下田結鎮座経営古 記	中村天王八王子社 頭役衆議定書	いろいろ帳	和田荘吉原座衆入 定書	寺中・北岡惣地下 老若相博田地定書	霊松寺敷地堺定書	天野地堂置文
若宮神社文書 1877号	仲川喜次郎氏文書	上丹生区有文書	大徳寺所蔵文書	今堀日吉神社文書 600号	刀祢春次郎家文書3 号	菅田神社文書 1807号	押立神社文書	鹿島神社文書	津田神社所蔵文書	安治区有文書中—1 号	吉原村中言神社林氏 所蔵文書	神宮徴古館農業館所 蔵文書(東内精兵衛氏 寄贈文書)30号※もと 鹿海明高寺文書カ	霊松寺文書226号	上天野・丹生広良文 書116号
『近江蒲生郡志』6	『近江栗太郡志』 4、588頁	『東大史料編纂所写真帳(架 蔵番号6171、61 96・P33)』	『物村から近世の農村へ—綴 喜郡東村の歴史—』、京都府 立山城郷土資料館、8頁	『今堀日吉神社文書集成』	『福井県史』資料編8中・ 近世6	『近江蒲生郡志』6	『近江愛智郡志』4、15 6頁	『香芝町史』史料編、 144頁	高牧實『宮座と村落の史 的研究』第3部第4章	『近江国野洲郡安治区有文 書目録』中主町教育委員 会、1995年	『紀伊統風土記』3輯、89 頁	『三重県史』資料編中世1 下、996頁	『高槻市史』3巻史料篇1	『かつらぎ町史』古代・中 世史料編、VI六箇七郷、 1082頁
(現状変更的)	(現状記録的)	現状記録的	現状記録的	現状変更的	現状記録的	(現状記録的)	(現状記録的)	現状記録的	(現状記録的)	不明	(現状変更的)	(現状記録的)	(現状記録的)	(現状記録的)
文書群の全容不明	文書群の全容不明		大永8年の東河原村惣置文あり	得珍保南郷とは、下四郷(野方)の蛇溝村・ 今在家村・金屋村・中野村・小今村・東古保塚村 ・今堀村の7箇村	江良浦の共有文書は刀祢の刀根家に集積され たか	文書群の全容不明	文書群の全容不明		文書群の全容不明	当該文書未調査	文書群の全容不明	文書群の全容不明	御代官・上御宮別当と大座衛門太郎衛門・新座性 善・ユカラ座道久の連署判。文書群の全容不明	文書群の全容不明

参考38	32	参考37	31	参考36	参考35	30	29	28	参考34	参考33	27	参考32	参考31	参考30	参考29	
1612	1611	1608	1606	1603	1601	1594	1585	1584	1583	1582	1581	1576	1573	1539	1539	
8月28日 慶長17年	3月14日 慶長16年	3月7日 慶長13年	3月27日 慶長11年	2月12日 慶長8年	12月 慶長6年	2月2日 文禄3年	6月28日 天正13年	11月 天正12年	11月 天正11年	2月8日 天正10年	11月16日 天正9年	2月20日 天正4年	1月16日 天正1年	10月18日 天文8年	1月11日 天文8年	
近江国	近江国	山城国	近江国	近江国	近江国	近江国	近江国	紀伊国	近江国	近江国	山城国	近江国	大和国	近江国	近江国	
一色村	中野村	天部村	宇治河原村	苗村	北内貴村	岩倉村	上大森村	五条滝	大森村	志那村	田村	守山村カ	荒蒔村	武佐村	河瀬荘葛籠村	
一色村惣中置文	中野村惣中置文	天部村牛馬皮張り置文	宇治河原村鉄火取定書	苗村惣中置文	北内貴村座無き帳長衆帳	岩倉惣定書	上大森惣分置文	五条滝氏人衆中日記定書	大森惣中定書	志那村置文	高田惣ヨコナリ米定書	烏帽子等定書	荒蒔村宮座中間年代記	武佐村南谷小里衆中定書	若宮八幡宮御九社講規式定書	
一式共有文書 1448号	中野共有文書1号	京阪文書7号	宇川共有文書12-2 河原論15号	田中常治氏文書 1447号	北内貴川田神社文書 E-11	岩倉共有文書71号	上大森町共有文書1号	滝区文書12号	村井直治郎氏所蔵文書60号	藤田文書54号	大野区宮座共有文書	小宮山文書	荒蒔区有文書	八幡十二神社文書 1942号	若宮八幡社所蔵文書 224号若宮八幡縁 由記附記の一部か	
『近江蒲生郡志』5、223頁	『八日市市史』6、41頁	『京都の部落史』4史料近世1、284頁	『宇川共有文書調査報告書』下巻、水口町立歴史民俗資料館、1996年、44頁	『近江蒲生郡志』5、222頁	『北内貴川田神社文書』滋賀県甲賀郡水口町大字北内貴1。水口町立歴史民俗資料館1990	『日本思想大系 中世政治社会思想』下、217頁	『八日市市史』6、38頁	『かつらぎ町史』古代・中世史料編、793頁	『日本思想大系 中世政治社会思想』下、208頁	『日本思想大系 中世政治社会思想』下、203頁	『加茂町史』1、473頁	『野洲郡史』下、503頁	『改訂天理市史』史料編1	『近江蒲生郡志』6	『滋賀県史』5参考史料	
(現状変更的)	現状記録的	(現状変更的)	現状変更的	(現状変更的)	不明	現状変更的	現状記録的	現状変更的	(現状変更的)	(現状変更的)	現状変更的	(現状変更的)	(現状記録的)	(現状変更的)	(現状記録的)	
文書群の全容不明		文書群の全容不明		文書群の全容不明	当該文書の内容は未調査		『八日市市史』6巻を通覧した限り、上大森町共有文書のうち最古の内部文書と判断した。東京大学史料編纂所写真版6171.61/6により内部文書の初見であると判断した	五条滝の高野山氏人衆中による日記定書	文書群の全容不明	文書群の全容不明	文書群の全容不明	『加茂町史』1(473~5頁)の記述からみて、本文書が内部文書の初見と思われる。『ヨコナリ米』の意味は不明	文書群の全容不明	文政3年(1820)まで書き継ぎあり。文書群の全容不明	文書群の全容不明	文書群の全容不明

参考39	33	34	参考40	35	36	37
1613	1617	1620	1634	1635	1637	1639
慶長18年 1月12日	元和3年 12月12日	元和6年 5月27日	寛永11年 5月4日	寛永12年 7月30日	寛永14年 12月9日	寛永16年 12月23日
近江国	近江国	近江国	越中国	近江国	近江国	越前国
高木村	下大森村	佐目村	尾瀬村	柴原南村	三津屋村	猿倉村
高木村定書	下大森村侍衆定書	佐目惣中定書	尾瀬村惣山惣林定書	柴原南村惣中定書	三津屋村両方置文	猿倉村検地定書
高木共有文書82号	山田義雄家文書1号	佐目区有文書	羽馬完爾氏所蔵文書 1128号	柴原南町共有文書1号	三津屋町共有文書1号	室屋笠松家文書3号
『日本思想大系 中世政治 社会思想』下、227頁	『八日市市史』6、55頁	原田敏丸『近世村落の経 済と社会』山川出版社、 1983年、348頁	『富山県史』史料編Ⅲ、 1980年、908頁	『八日市市史』6、56頁	『八日市市史』6、58頁	『福井県史』資料編7中・近 世5、1992年、771頁
(現状変更的)	現状記録的	現状変更的	(現状変更的)	現状変更的	現状変更的	現状変更的
文書群の全容不明		2010年の現地調査では、 当該文書はみつ からなかった	文書群の全容不明			

前述したように私は、村落文書群の中の日記や村落定書など、村落内部で一義的に完結する文書すなわち「村落内部文書」に注目した。そしてそれぞれの村落文書群のなかで初めて作成された村落内部文書を取り集めたのが、表1である。ここには、村落文書群における内部文書の初見事例を三七例あげている。本稿で分析するのは、これらの事例である。

ただし調査を進めていく中で、村落内部文書ではあるが、当該の村落文書群の全容などが不明なため、初見の村落内部文書かどうか確認できない事例も、少なからず見付かった。そこで煩瑣ではあるが、これらの文書を表1に参考事例として四〇例、掲載した。前述したように、これらはいくまで参考事例なので、本稿では個別分析の対象とはしない(ただ個別事例考察の最後に、初見文書のあり方を考える上での参考事例として、表1に掲載した以外の文書を紹介する)。

まず、初見の村落内部文書がそれぞれ、どのような状況で作成され、どのような内容なのか、比較的明瞭に事態が読みとれる事例を選んで見たい。そこから村落内部で、口頭伝達から文書伝達へ変化した契機をみ

ていこう。

(1) 近江国菅浦における内部文書の初見

近江国菅浦における内部文書の初見は、次の日記である。

史料1 一二九六(永仁四)年赤崎田地日記(菅浦文書、表1の5番)

(端裏書)「ひさし(尾)のたうしゆ(堂衆)の畠(段カ)より二田かみのしんたい(兼山)、うのつくり

のしも一田三田(兼山)もろかわのうちへ二ちやうへいる、」

永仁四年四月七日

とよ二ろう

あかさき一田

二は

あたらう

しんさいく(新藤工)

しんとうし(新藤工)

たころう

ツな

三は

四は

すけしろう

けしうし(源庄司カ)

(中略)

はちろうとの
 二十八は
 しんしろう
 二十九は
 ちうさいく(5)

史料1は、永仁四年に赤崎にある菅浦の共有地である日指・諸川の田地を書き上げた日記である。日指・諸川はもともと隣接する大浦荘の土地であった。ところがこの前年の永仁三年には、菅浦からの働きかけにより山門檀那院が菅浦住民に日指・諸川を宛行っている(菅浦文書七六号)。この後、周知のごとく日指・諸川をめぐって、菅浦は大浦荘と激烈な争奪戦を行うことになる。

つまり共有地の利権を安定的に確保するために、菅浦はこの日記を作成したのである。逆に言う、大浦荘との競合関係がなければ、このような日記を敢えて作成する動機は乏しかつたといえよう。

また後年のことであるが、日指・諸川をめぐる大浦荘との合戦を記録した菅浦惣庄合戦注記(菅浦文書六二八号)には、「執筆越後公也」(6)という記載がある。この越後公という僧侶がいつから菅浦の執筆役を務め始めたのかは不明であるが、永仁四年の日記の段階にも、このような執筆者がいたに違いない。このことも、菅浦で村落内部文書が比較的早期に作成されはじめた端緒となっているのだろう。

そしてこの日記の内容は当然のことながら、現状記録的なものである。

(2) 近江国蛇溝郷における内部文書の初見

近江国蛇溝郷における内部文書の初見は、次の日記である。

史料2 一二九七(永仁五)年蛇溝郷九日頭日記(蛇溝町共有文書、表1の6番)

(前欠)

(永仁) 五年 くま二ろう
 ふしやう五
 同六年いやしらうとのわひに「

本年 正安二年〇

しんしとの は「

正安元年 〇同春 も「

ちうたらう、 くまいししら「

あかたらう、 正安二年 いやくましら「

りんしのきやう也

やいすけ

同三年 しすけとの

九日頭日記

定 三郎次郎、

乾元二年 毘沙太郎、

嘉元二年 源太郎、

(中略) 五郎次郎

円仏、

応長元 四郎検校

(下略) (7)

延慶元年 佐平コレワレ「

斤三郎

本文に定文言があるが、内容的には村落定書ではなく、頭役を記録した日記である。蛇溝郷には一四〇七（応永一四）年蛇溝惣神島定書（蛇溝町共有文書五号）があるが、その一〇年前に、このように蛇溝郷九日頭日記が村落内部文書として初めて作成されているのである。

蛇溝郷結集の核である十禪師権現の祭祀頭役である九日頭の勤仕状況を、内部文書として記録するのは自然な行為であろう。後述するように口頭伝達から文書伝達への移行において、このような記録から文書化されていくことはきわめて顕著にみられる。その点で蛇溝郷の事例は、村落内部文書成立の典型的な事例といえよう。この日記の内容も、現状記録的である。

（3）紀伊国東村における内部文書の初見

紀伊国東村における内部文書の初見は、次の日記である。

史料3 一三〇五（嘉元三）年東村若王子尾山受領交名日記（王子神社文書、表1の7番）

（端裏書）「ニヤクワウシノウノセウソクニンシユ」
（若王子能の装束東人数）

東村若王子尾山タマワル（颯）時人数

沙弥生蓮 沙弥成願 伴真弘

佐伯行繩 佐伯恒包 紀有友

忌部安末 紀友安 伴恒正

惣檢校 惣介 楽定

平内 官主（神）

山売トル時人数也

嘉元三年三月十日（8）

この史料3の文書は、東村が領主である粉河寺から若王子社の所領として尾山を受給した（賜る）際の、東村乙名たちの名前を記録したものである。末尾に「売トル」とあるが、これは「買トル」の誤記であろう。粉河寺は無償で尾山を東村若王子社に与えたが、その際に返礼として東村から粉河寺へ礼錢などを進上したのである。その支出を「買トル」と表現したものとと思われる。

仮に尾山を粉河寺から買得したのだとすれば売券が東村に残るので、あえてこの記録を作成する必要はない。粉河寺からの無償の下賜であったので、後年、尾山をめぐる紛争が起こることを防ぐために、東村乙名たちの名前を記録したのである。したがってこの日記の内容も、現状記録的である。

（4）近江国橋本村・武久村における内部文書の初見

近江国橋本村・武久村における内部文書の初見は、次の日記である。

史料4 一三六八（応安一）年左右宮神田日記（橋本左右神社文書、表1の11番）

（前略）

左右宮神田事

在石ツカ東繩手於二段半

合一段落

次一段也、得分伍斗、加嶽舁ノ定

（中略）

右所注如件

応安元年十月十日（9）

橋本左右神社文書には一三五五（応永二）年橋本村・武久村頼母子定書^{（10）}があるが、その二八年前に史料4がはじめて村落内部文書として作

成されていた。それは、寄進されるなどして集積された橋本左右神社神田の日記（記録）である。文書には日記の文言はないが、その後の橋本左右神社文書では同様の記録文書に日記の文言を用いているので、この文書も日記とした。

村落結集の核である神社の神田は、神社のみならず、村落全体の共有財産として貴重な存在である。したがって、その現状を内部文書として記録するのは、自然な行為であろう。前述したように口頭伝達から文書伝達への移行において、このような記録から文書化されていくのは顕著なあり方である。その点で、橋本左右神社を結集の核とする橋本村・武久村の事例も村落内部文書成立の典型的な事例であり、内容的には現状記録的なものといえよう。

(5) 紀伊国花園荘中南村における内部文書の初見

紀伊国花園荘中南村における内部文書の初見は後掲の文中三年（一三七四）中南村村人文書紛失定書であるが、それに先だって次のような文書がみられる。

史料5 一三七三（文中二）年公文侍従等紛失状（中南区有文書）

（端裏書）「カトノフシチシヤウ」

タテ申フシチシヤウノコト

右、件カサイハ、文中二年□□□□三日カサイニ、テウツノモムシヨヤキウ

シナウ、ソレニツキ□□□□、ムラウトノハムラ□□□□ヤウカコトモ、

イチソクソウリヤウカキニワケケ「□□□□」、コレヲ本ケムトモチイヘシ

文中二年十一月廿一日

公文侍従（花押）

□□□□（花押）

（裏書）

マツノモトノ入道（略押）

イセイノコムノカミ入道（略押）

タニノキヤウシ入道（略押）

イセイノクラウタイウ入道（略押）（11）

文中二年、花園荘の公文侍従らが土地の権利文書（手継証文か）を火事で焼失した。そのため紛失状を作成し、侍従の一族・惣領の了承も得て、この紛失状を土地証文の本券として用いることとした。さらには、この紛失状に村人の証判ももらった。紛失状裏書にある四名の署判が、この村人の判にあたると思われる。なお侍従とは、この公文僧の仮名であろう。

ところが理由は不明だが、この紛失状は十分に機能しなかったようだ。そこで作成されたのが、中南村における内部文書の初見である文中三年中南村村人文書紛失定書（史料6）だった。

史料6 一三七四（文中三）年中南村村人文書紛失定書（中南区有文書、

表1の13番）

サタム、カトノフシチノコト

右、件ノフシチハ、ヒヤウコト□□クモムノコムニヨリテ、アタラ□□ハ

ラウキサミニ、コノモ□□□□ノウシナウナリ、モシカ□□□□シヨトテ、

イタサム人ハ、□□□□トニテ候ヘキヨシ、ムラウト□□□□タムルトコロナリ、

後日シヤウ□□タムノコトシ

文中三年十二月三日

公文侍「□□□□」

この文書は、「件の紛失」すなわち前年に紛失状を作成した案件について、改めて定めたものである。今回、公文侍従が新たにこの案件について

兵庫殿と売買などの契約を行う際に、昨年立てた紛失状では不十分だとし、新たに強力な紛失定書の制定を兵庫殿が求めたものと思われる。そしてその事を村人たちが了解したので、この紛失定書を制定し、公文侍自身身が文面を執筆したものである。

この紛失定書の制定には、この土地に関して中南村そのものもなんらかの利害関係を持っていたという背景があったと思われる。それで、この紛失定書がそのまま村落文書として伝来した。なお、この紛失定書の制定により、前年の紛失状は無用となったので、公文侍は紛失状を中南村へ返却し、紛失定書ともども村が保管したのであろう。

このような紛失定書を制定したのは、村が土地売買関係の保証機能を有していたことに由来すると思われる。そのことは、文中二年の紛失状における村人たちの裏書証判としても現れている。その延長線上で、村落内部文書として紛失定書が作成されたといえよう。

花園荘の公文である僧侍従は、当然のことながら荘園文書に通曉している。そのため僧侍従は、花園荘の中核的村落である中南村の執筆役も兼ねていたのではないだろうか。そうであれば、この文書紛失の当事者であり、文書の執筆を請け負っていた公文侍本人からなされた強い要請が、中南村で当該案件の村落内部文書である紛失定書を作成することとなった大きな契機であったともいえよう。いうまでもなく史料6の紛失定書は、現状記録的なものである。

(6) 近江国今堀郷における内部文書の初見

今堀郷における内部文書の初見は、一三八三(永徳三)年の今堀郷結鎮頭衆議定書である(後掲の史料9)。この永徳三年以前の今堀日吉神社文書で、売券や寄進状など村落外から伝達された文書を除くと、次の五つの文書が残る(史料7A~E)。

史料7 A 一三三六(建武三)年今堀神田注文(今堀日吉神社文書)

※作成者は公文助近と図師為景

(前欠)

今堀 蛇 今在家 中野

大 三郎太郎 一段 又太郎

(中略)

三段借屋免

已上四段内

一段御神楽

右任御書下旨、郷々支配如件

建武式^乙十一月一日

公文助近

図師為景(花押)^(B)

史料7 B 一三三六(建武三)年今堀神島算用状(今堀日吉神社文書)

※特定の文言や署判者はなし

今堀神島

神島 イマホリ

一切二ノ三百 藤内

神島 一字五間 イマホリ

反半 進士

イマホリ

反半 進士

建武式^乙十一月 日⁽¹⁴⁾

史料7C 一三五七（延文二）年今堀神田注文（今堀日吉神社文書）

※図師が署判し、いまほりの人々御中の宛名あり

いまほり（今堀）のしんてん（神田）の事

合

いまほり へひみそ

大 三郎太郎

こいまさいけ なかの

一反 又太郎

（中略）

以上四反

延文二年十月廿日

いまほりの人々御中（15）

（図師） つし（花押）

史料7D 一三七〇（応安三）年今堀神田注文（今堀日吉神社文書）

※図師の書出、特定の文言なし

今堀神田注文（金） 応安二 十月十日 図師 書出畢

イマホリ

一切一ノ 四反小内反半神島也 辰五郎

野神

一切二ノ 反小卅分又大林 弥五郎

（中略）

神島

反半一字五間

進士イマホリ

（後欠）（16）

史料7E 一三八一（永徳二）年今堀神田算用状（今堀日吉神社文書）

※特定の文言や署判者はなし

永徳元年十月廿六日

合

一反半 左近太郎 一反小 左近太郎

（中略）

以上一丁一反六十分

野神田分

一斗 弥三郎 一斗 藤内大郎

（中略）

一斗六升 左近殿（17）

史料7Aや7Cには公文と図師の署判、史料7Dには図師の書出がある。これらの署判や書出などから、今堀日吉神社の神田・神島は本来、得珍保の公文や図師が管理していた事が分かる。その後、史料7Bや7Dのように公文や図師の署判が消えていく。ここから今堀日吉神社神田・神島の管理が、荘官である公文や図師から今堀郷へと移っていったことが明らかとなる。

また公文や図師による神田・神島の管理は、いわゆる日記と呼ばれる文書によって行われていた。そしてこの日記による管理は、そのまま今堀郷に引き継がれ、日記と呼ばれる村落内部文書となったのである。ここで、参考までに今堀日吉神社文書のなかで、あきらかに日記文言のある村落内部文書を掲げておく。

史料8 一四〇三（応永一〇）年神田納帳日記（今堀日吉神社文書）

（端裏書）「神田ノ日記」

十月廿三日

応永十年神田納帳之日記事

合

三斗 法願房 八升 馬四郎 七升四合 蓮法房
 (中略)
 一斗七升 彦二郎 一斗八升 明道、^(房) (18)

以上のように、村落内部文書としての日記も、荘園支配文書を継受して成立したのである。そうであれば、荘官の署判がない史料7Eが今堀郷における村落内部文書の初見事例である可能性がある。ただ残念ながら、史料7Eが今堀郷の村人たちの主体性によって作成されたものかどうかは、文書の記載だけでは判断できない。そこで、これらに続く永徳三年今堀郷結鎮頭衆議定書を初見例としたのである。ここで、この衆議定書を引用する。

史料9 一三八三(永徳三)年今堀郷結鎮頭衆議定書(今堀日吉神社文書。

表1の14番)

(端裏書)「けちのとうのにき」^(結鎮の頭の日記)

定 今堀郷言家鎮頭事

右於陸座輩、雖為一度、遂出仕之者、依其座次第、可来頭指之者也、仍衆儀之評定如斯

永徳三年 癸亥 正月 日

又九月九日頭、可准先之
 (中略)

永徳三年 癸亥 正月四日

勤之写 (19)

史料9では、今堀日吉神社における正月結鎮頭に関する規定が村人たちの衆儀によって決定されている。この点から、この文書が村落内部文書としての実質を有することが認められる。

ところで、この文書の端裏書には「けちのとうのにき」(結鎮の頭の日記)とある。この日記という文言に注目したい。史料7Eの二年後に、神田・神島と同じく今堀日吉神社の祭祀を記録する文書として、この衆議定書は作成された。それに日記という端裏書が付されていることは、先行する神社の日記を強く意識して衆議定書が作成されたことを物語っている。荘官が作成した日記形態の帳簿が物郷に受け継がれ、その延長線上に内部文書である村落定書が作成されたという経緯を、この文書群の流れから読み取ることができよう。

以上の経緯などからみて、史料9も現状記録的な内容の村落内部文書といえよう。

(7) 河内国鬼住村における内部文書の初見

河内国鬼住村における内部文書の初見は、次の日記である。

史料10 一四六四(寛正五)年河内国鬼住村山林定書(鬼住区有文書。表

1の20番)

鬼住地下山林之事

定 字中畑山一所

東中尾限

限四至

南大峯限

西ヒキキタワミツナカレ 北大シタノ小尾カキリ

右件山林者、鬼住惣地下衆可為計者也、若違乱妨申出来輩者、可為盗人沙汰者也、依為後代支証状如件

孫太郎大夫(略押)

寛正五年^甲三月十一日

彦二郎大夫(略押)

壹郎(略押)⁽²⁰⁾

この文書は、史料集では「契状」と命名されていた。また旧著では「支証状」としていた⁽²¹⁾が、定文言があるので文書名も「定書」と改めた。内容的には、「鬼住地下山林」が「鬼住惣地下衆」により排他的に運営されていることを確認しており、現状を記録した定書といえよう。

(8) 山城国東河原村における内部文書の初見

山城国東河原村における、現存する内部文書の初見は、次の惣帳である。

史料11 一五二五(大永五)年東河原村惣帳(大徳寺所蔵文書。表1の25番)

東河原村惣之帳

ヒルタ

半 三斗五升

(中略)

惣之庵室ヤシキ 五斗二升五合

(中略)

ハカノ西ウラ 夏小麦五升

半 本役五升米極楽寺ヨリイツル

本帳者、当郷之与三郎衛門之所ニテ盗人ニ依失引、作之者也、於後日、本帳有ト云輩ハ盗人ニテ可有候也

大永五年^乙西十二月廿日⁽²²⁾

本来、山城国東河原村における内部文書本来の初見であったはずの(年未詳)東河原村惣帳は、東河原村における本役負担の記録であった。しか

しこの記録は、東河原村与三郎衛門のところまで保管していた際に盗まれてしまった。それでこの記録の写として作成されたのが、史料11の惣帳であった。したがって、この文書が現状の記録であることはいままでもない。なお、惣帳作成の三年後に、東河原村は初めて置文を作成している。参考までに、その置文を紹介しておく。

史料12 一五二八(大永八)年東河原村惣置文(大徳寺所蔵文書)

一定おきて「^(わう)」事一神事「^(わう)」迄

堂において者、諸□□□比丘衆者、堂の内地に御つき候へし「^(カ)」のおきてのことくに申さたむる也、仍おきて状^(カ)如件

大永八年二月吉日

東河原村惣(花押)⁽²³⁾

(9) 近江国余呉荘丹生郷における内部文書の初見

近江国余呉荘丹生郷における内部文書の初見は、次の定書である。

史料13 一五三一(享祿四)年近江国余呉荘丹生郷おとな定書(上丹生区)

有文書。表1の26番)

(端裏書)「御拝のさす次第也」

「ながらかくのことくニくりかへしくさ、れへ」

「お定天神御拝さしの次第□□」

一番二二年おきな屋敷可^(指カ)□□二番二一年藤三郎屋敷可指^(指カ)□□三番二一年おきな分之内可^(指カ)□□四番二一年藤三郎分之内可指^(指カ)□□右之御拝そ^(惣)うりやうかさす、そし分^(座子)□□との申事相輪^(論カ)にて一年御拝をさ□□

らて宮におきし処ニ、村人之見さんにて」
 お定候間於後日兎角之儀申人有間」
 依為後日定状如件

十八人のおとな也

享祿四年辛卯三月四日 かくの分二さ」(24)

史料13は、丹生郷一八人のおとなが鎮守社の天神における御拝の頭差しの順番を記録したものであり、現状記録的な定書である。

この定書には、そうりょう（惣領）とそし（庶子）の記載があるが、中世村落宮座関係の文書において惣領と庶子についてあわせて言及した、初めて史料ではないかと思う。

(10) 近江国上大森村における内部文書の初見

近江国上大森村における内部文書の初見は、『八日市市史』第六巻史料IIを通覧した限りにおいて、次の上大森惣分置文である。

史料14 一五八五（天正一三）年上大森惣分置文（上大森町共有文書。表

1の29番）

定置目条々之事

- 一よいの六時より後、一切作之物取不可来事
- 一朝六より前、野らへ不可出事
- 一作之物を牛馬かい候ハ、其ぬしへ理を申、其分さい程まどふへし、若かくし於申二者、曲事たる可事
- 一牛二くつろくとめすに於出る者、米五升之とかたる可事
- 一かふらを引候ハ、わらんへたりとゆふ共、其畠之年貢米を可申付事
- 一大角豆の畠ニて草を取申事ハ、一切我かニて無之者、畠へはいり候ハ、米一斗之とかたる可事

一いなもち・そはもちつき候者、五升之とかたる可事、但別之用所候てつき申者、役人へ其案内可申事
 天正十三年六月廿八日
 上大もり
 惣分(25)

史料14の第一条と第二条は、夜間における収穫物盗難を防ぐために、あらかじめ夜間での収穫作業を規制したものである。

同じく第三条と第四条は、収穫前の牛馬放牧を規制したものである(26)。第四条にみえる「くつろく」は、牛の口にはめる鉄または縄製のかごである口籠（くつこ・くつろご）のことで、「くつろく」は「くつろご」の訛りであろう。

第五条では他人の畠の蕪を抜いた者は子どもであろうと年貢米を弁済させ、第六条では他人の大角豆畠に草取りと称して入った場合も過銭を課すとしている。これらは、作泥棒に対する規制である。

第七条における稲餅・蕎麦餅を搗くことの規制は、贅沢をすることへの禁止であろう。ただし特別な理由があり、村に事前の連絡がある場合には許可するとしている。

いずれも従前からある慣行を再確認したものと思われる。その意味で、現状記録的な内容の置文だといえよう。

(11) 近江国岩倉村における内部文書の初見

近江国岩倉村の共有文書である岩倉区有文書（東京大学史料編纂所写真版）を見る限り、次の文書が岩倉村における内部文書の初見である。なお岩倉区有文書には一五八九（天正一七）年岩倉・長福寺・鯉江石工置文があるが、これは三つの地域の石工が契約して定めた置文なので、岩倉村の内部文書とはいえない。

史料15 一五九四（文禄三）年岩倉惣定書（岩倉共有文書。表1の30番）

申さたむる条々

一ヨリあいニ一度よひ、二度目ニよらざる物ハ、米三升ノくわ可為^(金取)

一在所ノ目明、又ハ惣中ノおきめおやふり、たかうおそむ候物ハ、地下おはつする物也^(置目)

一在所ノしせつ行、万ニ二つ下し人ニたち候人ハ、その人のそくにやう一人ハ、万年まんさうくし五めんたるへく物也^(解死人)

仍後日状如件

与二郎兵へ（略押）「〇」

文禄三年二月二日 惣年行事代九助（略押）「〇」⁽²⁷⁾

史料15の第一条は、寄合への無断欠席の規制である。また第二条では、岩倉惣中の規制を破り他郷に損害を与えた者を村の構成員から外す処分を決めている。『日本思想大系 中世政治社会思想』下では、他郷へ与えた損害は岩倉村への報復を招く点から、この第二条目が規定されたと説く。これらは、村落秩序を維持するための従前からの規制を明文化したものと見えよう。

問題は、第三条である。岩倉惣の使者や解死人（身代わり）を務めた者の惣領家には永代、万雑公事を免除するとしている。対立する村落に差し向けられる使者や解死人は、場合によっては殺害される可能性もある。一六世紀における村落対立の激化に対応して行われた村の身代わり役を務めた者やその子孫に対する優遇措置を定めたものである。これは、後述する近江国宇治河原村における鉄火取りに対する対応と同様のものといえよう。

第一・二条を踏まえつつも、この定書の眼目はやはり第三条にあるといえよう。その点で本文書は全体として、現状変更的な内容のものであると考える。

(12) 近江国宇治河原村における内部文書の初見

近江国宇治河原村の共有文書である宇川共有文書に関する報告書である『宇川共有文書調査報告書』⁽²⁸⁾によると、宇治河原村における内部文書の初見は、一六〇六（慶長一一）年の宇治河原村鉄火取定書である。

史料16 一六〇六（慶長一一）年宇治河原村鉄火取定書（宇川共有文書。表1の31番）

表1の31番）

宇治河原領内下川原之儀ニ酒人村と芝ノ相論ニ付而、火誓取申候人体

ニ褒美相定候事

一、手火取候人^(鉄心)、只今式拾石、秋米拾石可進之候、其人之家筋^(惣領)そうり

やう壱人ハ、永代御免許可進之候、升ハかなふせ^(金伏)以おろしに可進之候、

但シ免ノ入めん、はま下シ、荒川成之儀ハ聞可申候事^(虎巻)

一、もかりへ入候共、手火を取不申候ハ、手前之式拾石之米ハ可進之候、余之事者可有堪忍候事

一、しやうし屋之まかない者、惣まかないニ可仕候事^(精進)

宇治河原村

慶長十一年三月廿七日

惣⁽²⁹⁾

史料16の翌日付で、ほぼ同内容の定書が作成されている⁽³⁰⁾。文言に整理された点があるが、内容としてはほとんど相違は無い。

これらの文書に先だつて一六〇五（慶長一〇）年、この相論に関する祈願文が氏神・飯道寺権現・天神・大峰に出されている⁽³¹⁾。さらに同年には、誓文・起請文なども立て続けに作成されている⁽³²⁾。このように、この相論に関して宇治河原村は強い意欲を燃やしていた。そのような中で、相論の鉄火を取る村人に対する褒賞を取り決めたのが、史料16である。

それでは史料16の内容は、従来から慣行として取り決められた事柄の再確認なのであろうか。その点で注意したいのが、史料16とほぼ同内容の定

書が別に二通作成されている点である。史料16の第一条には「二敵より人を被指候ハ、」という文言が補入されているが、同年の別の定書では本文に組み込んだ形で記載されている。この点から考えて、史料16の内容は、前年から予想されている相論で鉄火取りが行われる趨勢が強くなってきたのに対応して、新たに構想して起草されたものと思われる。ここからみて史料16は、現状を記録したというよりも、新しく進展した事態に対応して新規に策定された現状変更的な定書といえよう。

(13) 近江国中野村における内部文書の初見

近江国中野村における内部文書の初見は、『八日市市史』第六巻史料Ⅱを精査した限り、次の置文と思われる。

史料17 一六一一（慶長一六）年中野村惣中置文（中野共有文書。表1の

32番）

定掟之「^(事之)」

一、四方之「^(境)」新地□^(を)ひらき申事可為曲事之事

一、地ろん・さいめろん^(境)仕申仁可為曲事

一、みたりに喧嘩仕候仁御座候ハ、利なるかたへは三斗、^(悲)ひ分之方え

ハ七斗者急度惣中え可取之事

一、他所え出、在所之事あしき様ニ申仁於有之者、聞付次第^(待まじ)ニ付相申間敷之事

一、公事仕候付、地下中より聞別、あつかいきかさる人御座候ニ付、何

様之儀候共、兩人として可相誘之事

右条々之置目背相仁於有之者、堅可為曲之事、仍如件

慶長拾六年辛亥歳

三月十四日

惣中より⁽³³⁾

史料17第一条では、惣中に無断で耕作地の四方を開墾することを禁じている。第二条では、土地の所有や境界に関する相論を禁止する。第三条ではみだりに喧嘩をした場合、道理のある方へは米三斗を与え、道理のない方の米七斗を惣中に没収すること。第四条では、他所で中野村の悪口を言った者に対しては交際を止めること。第五条では惣中に訴えた件で地下中から聞き取りをして惣中がだした裁決に従わない者がいるとしても、訴訟の当事者兩人に対して強制的に惣中の裁決に従わせることとしている。第五条の誘（さばく）は訴訟を裁決する意味である。

このように、この置文では勝手に開発したり土地相論をしたり、またみだりに喧嘩することを禁じている。それにより他所で中野村の悪口を言う者とは交際を断ち、中野村惣中の裁決に従わない者に対しては強制的に裁決を執行することを定めている。これは現状に不満を持ち惣中の意思に逆らう者を処罰することにより現状を維持しようとした、現状記録的な内容のものであるといえよう。

(14) 近江国下大森村における内部文書の初見

近江国下大森村における内部文書の初見は、次の地侍衆による置文である。

史料18 一六一七（元和三）年下大森村侍衆定書（山田義雄家文書。表1

の33番）

侍衆きわめ之事

一、今度、百性^(姓)と一出入候ニ付而、可令内段^(段)之事

一、壹人なりとも百性かたへなり候ハ、しばつ^(法度)可仕候事

一、右ハつと之通、相そむき申間敷事

元和三年巳十二月十二日

四郎兵衛殿（花押）

喜右衛門殿（花押）

七右衛門尉(花押) 仁左衛門尉(花押)
 清右衛門尉(花押) 先左衛門尉
 又左衛門尉 弥左右衛門尉(花押)
 徳左衛門尉(花押) 吉左衛門尉(花押)
 (後欠)⁽³⁴⁾

史料18第一条にあるように、この定書的前提として下大森村の地侍衆と百姓衆との対立があった。そしてこの対立関係は内談すなわち相互の話し合いによる解決が図られていた。そのために地侍の内一人でも百姓方へ組みたくないように、地侍衆の引き締めを図ったのがこの定書の内容である。この内容に強制力を与えるため第三条では、この定書を「ハつと」＝法度として権威付けようとしている。このように、この定書は百姓衆との出入り関係に備えたものであるが、内容的には従来からある地侍衆の団結を確認し強制したに過ぎない。そのような点で、この定書は現状記録的なものといえよう。

(15) 近江国佐目村における内部文書の初見

近江国佐目村における内部文書の初見は、次の佐目惣中定書である。ただし二〇一〇年に実施した現地調査では、この文書は確認できなかった。

史料19 一六二〇(元和六)年近江国佐目惣中置文(佐目区有文書。表1の34番)
 究之覚

今度、甲津畑と山之公事ニ、御奉行衆へ之御前へ被出公事被成衆ニ、此公事入目少もかけ申ましく候、則孫左衛門・又衛門・まへおこ衛門・助兵衛、此四人をたのミ申候間、此衆ニかけましく候、若又此儀、鉄火ニ罷成、とり被申候人ニ、諸公事式代ゆるし可申候、自然とりそこなわれ

候とも、右之通ニちかひなく、一切ニかけ申間敷候、仍後日之状如件
 元和六年 佐目惣中
 五月廿七日 長衆

新介(木印署判「ひ」)
 新五郎(印)
 中ろ衆^(老)

小大郎(略押「〇」)
 源二郎(木印署判「井」)
 若衆

介三郎(印)
 又市(花押)⁽³⁵⁾

史料19は、甲津畑との山論で奉行衆の前で相論を行う孫左衛門ら四人に對し、相論にかかる一切の経費負担を免除したものである。さらにこの相論が鉄火起請に進展した場合、実際に鉄火を取った者に対して、本人と子二代にわたって諸公事を免除することも決めている。これらは、実際の相論の場に赴く者の経済的負担を村が肩代わりし、さらに鉄火取りで負傷した者には親子二代の諸公事免除という褒賞を与えるものである。

以上の規定は、前述した宇治河原村の鉄火取り定書と共通している。その点でこの定書も、新しく進展した事態に対応して新規に策定された、現状変更的なものといえよう。

(16) 近江国柴原南村における内部文書の初見

近江国柴原南村における内部文書の初見は、次の定書である。

史料20 一六三五（寛永一二）年柴原南村惣中定書（柴原南町共有文書。

表1の35番）

きわめ之事

- 一、右之庄や衆出入御座候ハ、残衆惣中よりちんさし次第二可仕候事
 - 一、右のおもむき少も出入御座候共、右かき付衆一ミ道新ニ可仕候事
 - 一、庄や之儀ハたれか仕候共、高百石式百石もたんかう仕、御こう儀之儀少もせうさい申問敷事
- 為其状如件

寛永十二年

七月卅日 南村惣中⁽³⁶⁾

寛永一二年、近江国柴原南村では村役人である庄屋に関する相論が起こつていた。史料20第一条は、この庄屋出入りに直接関係ない者たち（「残る衆」も、惣中より指名され次第（「指し次第」）に、答弁をすべきである（「陣を仕るべし」という意であろう。第二条は、「右書付衆」すなわち第一条の「残る衆」は「一味同心」に行動すべきだと規定している。第三条では誰が庄屋を務めようと、村高については惣中で相談して決めた上は、領主に対して少しも異議申し立てをしてはいけない（「子細申すまじく」と規定している。庄屋に関する相論の詳細は分からないが、この相論に直接関与しない村人も含めて惣中で一致団結して対応しようと引き締めを図ったものであろう。

これは、庄屋という村役人を新たに受容した上で起こった相論なのだろう。そのような状況からみて、史料20は余儀ない現状変更に対処するための定書といえよう。

(17) 近江国三津屋村における内部文書の初見

近江国三津屋村における内部文書の初見は、次の置文である。

史料21 一六三七（寛永一四）年三津屋村両方置文（三津屋町共有文書。

表1の36番）

両方おきめ之事

- 一、た郷より当村へろう人仕候時、両方たち相たんかうぞくニ仕候て、か、へおき可申事
 - 一、両方之百姓たんかうニおへ不申候ものお入おき申候ハ、くせ事ニ仰付可申候
- 為後日、書おき、仍如件

寛永十四年

丑十二月九日

介兵へ（印）
兵蔵（略押）
忠三郎（花押）
理兵へ（花押）

また申候、方々百姓かへりにて、どちら二い申候とも、めんくの方々に可仕候事、以上⁽³⁷⁾

史料21本文にある「両方」が何を指すのか不明であるが、後文で「方々百姓かへりにて、どちら二い申候とも」とあるので、三津屋村の東・西や南・北などの地域的な区分による「両方」ではないかと思われる。

そして置文の趣旨は、他郷から来る牢人の処遇である。この件について「両方」が立ち合つて相談を尽くして了承した場合は、その牢人を村内に抱え置くべきだと決めている。ただし「両方」の百姓たちによる相談で意思決定できない牢人については、百姓等に無断で村内に抱え置くのは不当なことだとして、排除している。

ここで出てくる牢人は、他地域から来る武士や農民であろう。三津屋村から他所へ逃げ出す者もいたと思われるので、牢人をその補充に宛てる目的もあるのだろう。ただ以前に受け入れた牢人に問題があったようで、その反省から「両方」百姓等の相談で決めかねる人物については、無断で村

内に引き入れることを禁止している。

そのような過去の反省に立って作成された置文であるので、史料21は現
状変更的なものといえよう。

(18) 越前国猿倉村における内部文書の初見

越前国猿倉村における内部文書の初見は、次の一六三九(寛永一六)年
猿倉村検地定書である。『福井県史』資料編では、この文書を「請書」とする。
これは、文書末尾に「来春検地仕候時、惣中寄合、検地之人・さを取・帳
付、何茂請書文を以かたく相定可申□□」とあることからきた判断であろう。
しかし、この文書そのものは請書ではない。内容的には、猿倉村惣中寄合
による定書である。

一六三五(寛永一二)年、大野に移封された松平直基に代わって、弟の
松平直良が勝山に入部した。一六四〇(寛永一七)年辰年の検地は、それ
に伴い実施された検地であろう。

史料22 一六三九(寛永一六)年 猿倉村検地定書(室屋笠松家文書。表

1の37番)

(前欠カ)

付而、来春「

」極候御事

□□、田地之上中下、卯之春之極之通可仕「

一、卯之春之検地仕候内、なかれ跡、是もさ□□次第二高二可仕候事

一、猿倉ニ為中間与為取おき申候田地共、少もとらせ申間敷候事

一、中間之内、来春けん地之外ニ少成共□□^(田地)ひらき申候者、重而さをヲ

入、高二仕候而、中間へ出申候事

右之通、来春検地仕候時、惣中寄合、検地之人・さを取・帳付、何

茂請書文を以かたく相定可申□□、為後日連判如件

寛永拾六年卯十二月二十三日

※二十名の署判を省略する(38)

史料22第一条では、来たる辰年春の検地で「流れ跡」すなわち川成で荒
廃したと認定される田地を、猿倉村惣中としては無高とするのではなく、
村高に結び込めると決めている。たぶん耕地を維持していくため、高持が
共同で役負担をするのであろう。

第二条では、「中間」(ちゅうげん)の所持地として村高に結われない田地
があつても、猿倉村としてはこれらを少しも中間の無高地とは認めないと
している。この中間とは越前勝山藩に仕える武家奉公人であろう。猿倉村
出身の者が越前勝山藩の中間となつたが、村と近接する勝山城に勤務しな
がら元の所有地を無高にしようと画策していた。その動きに対する対抗措
置である。

第三条も同じく、中間が自らの所持地周辺に切添開発した土地も重ねて
村高に結うとしている。

これらの取り決めについて、翌二四日、追加の決議を行っている。

史料23 一六三九(寛永一六)年猿倉村検地定書(室屋笠松家文書)

当春、猿倉村検地仕相定候へとも、惣中間之内ニ申分御座候二付□□、

辰「 「又ハ巳の春にても「 「さを「 「拾石之

高が拾五石六石に成申候共、跡より卯ノ年之御年貢米から、われく

斗ニ而算用可仕候事

一、前よりなかれ申候あと、卯ノはるひらき申候田地、其年八年貢なし

と相さため申候へ共、卯ノ春の約束ちかひ申候て、辰ノ春さをさき次

第二卯ノ年からの御年貢算用可申候事

右之趣、相定申候通、相違有間敷者也、仍如件

寛永十六年己卯十二月廿四日

※二十三名の署判を省略する(39)

史料23の前文では、中間にどのような言い分があるとも、また村高が一〇石から一五〜一六石に増えようとも、卯の年から中間の所持地も村高に加えて算用すると、猿倉村の決意を表明している。

続く一つ書きでは、流れ田を再開発した田地について、検地では卯の年の年貢はなしと決めた場合でも、前年の卯の年の年貢から算用すると述べている。

このように二四日の定書は、前日の定書を補完する内容であった。

以上のように寛永一六年一二月二三日の定書は、来年の検地に備えて、流れ跡の再開発地と中間の所持地・新開地に対する課税方針を、猿倉村として定めたものである。その点で、史料22は現状変更的なものといえよう。

(19) 紀伊国兄井島・同国直川荘・摂津国長洲御厨の参考事例

本稿では、参考事例について個別分析はしないと前述した。しかし、表1に掲載した参考事例ではなく、領主側に伝来した文書を通して、村落内部文書が村落文書として作成されていく契機について考えてみたい。次の置文に注意したい。

史料24 一四三四（永享六）年高野山夏衆沙汰人等連署置文（高野山勸学

院文書）

（端裏書）「シマノネンクノホンケン」

（外題）「加判釈迦南院権大僧都淨栄（花押）」

定 免射島事（中略）

一 島之年貢等并四至堺、若御百姓ノ依テ得意、有被違乱者、可在檢注事、

又檢注ニテハ此ノ旨ヲ山上・山下共ニ不可背ト有評定事

一 若又山上・山下之間ニ違乱出来事アラハ、其為支証、此置文、山上ニ

一本、又山下ニ一本有是云々、又山下ノ本ニハ山上ノ判アリ

時之沙汰人

一 臈良智（花押）（往生院 観音院）

二 臈行順（花押）（清浄心院 山本坊）

三 臈浄円（花押）（宝幢院 奥坊）

四 臈教塵（花押）（千手院 明星院）

テラヲ （堂書）

兵衛太郎

アニイ （兄弟）

道栄（筆軸印）

シフタ （読書）

道徳（筆軸印）

永享六年 甲寅 十二月十三日（40）

史料24は、荘園領主である高野山勸学院に伝わった文書である。したがって村落文書における内部文書の初見を考える上では不適切なものであるが、その内容に注目したい。この文書は紀伊国兄井島の年貢について取り決めた置文であるが、高野山の僧四人と高野山の領地である寺尾・兄井・波田の百姓三人が「時之沙汰人」として署判している。この点から、この文書が領主と村落の両者で共同作成した置文であることが分かる。

さらに最後の一つ書きでは、山上（高野山）と山下（領地）との間に問題が生じた時のために、この置文を山上に一本、山下に一本備えておくことと決めている。この文書そのものは山上の一本に相当するのであるが、山下の一本にも山上＝高野山の寺僧の署判が記されているという。すなわち本文書と同文の置文が兄井（または寺尾・波田）にも保管されている事が分かる。

このように領主と在地とが共に置文を作成することなどにより、村落内部文書としての置文が作成されはじめたであろう点については、旧稿でも指摘したところである⁽⁴⁾。既に在地の文書が失われている今、この文書と同文の山下の一本が、この在地における村落内部文書の初見かどうかは

残念ながら確定できない。しかし内部文書の初発のあり方を考える上ではとても参考になる文書であるといえよう。

この文書と類似するものとして、

- ① 一四〇六（応永一三）年大覚寺僧衆番頭等連署置文（大覚寺文書）、
 - ② 一四六〇（長祿四）年千手寺僧・直川荘番頭等定書写（玉井家文書、『紀伊続風土記』）、
 - ③ 一四八一（文明一三）年三日靈松寺敷地堺定書（靈松寺文書）
- の三例が挙げられる（42）。いずれも村落内部文書の初見であるか否かは確認不能であるが、重要な参考事例として指摘しておく。

二 村落内部文書成立の状況分析

以上のような村落内部文書成立の個別状況を念頭におきつつ、初見の村落内部文書の内容について概観したい。

表2は、表1に記した各文書の「文書内容」欄を五〇年ごとにまとめたものである。この「文書内容」欄には、「現状記録的」または「現状変更的」という評語を用いた。「現状記録的」というのは文字通り、村落の現状を記録しておくことを主目的としている文書であることを示している。一方「現状変更的」というのは、村落の現状を変更す

表2 村落内部文書(初見)の内容傾向

年代	現状記録的	現状変更的	合計数
13世紀後半	6 (100%)	0 (0%)	6
14世紀前半	3 (75%)	1 (25%)	4
14世紀後半	6 (86%)	1 (14%)	7
15世紀前半	2 (100%)	0 (0%)	2
15世紀後半	2 (100%)	0 (0%)	2
16世紀前半	4 (80%)	1 (20%)	5
16世紀後半	1 (25%)	3 (75%)	4
17世紀前半	2 (29%)	5 (71%)	7
合計	26 (70%)	11 (30%)	37

ることを主目的としている文書であることを示した。

かつて村落定書のあり方を示す際にも、「現状記録的」・「現状変更的」という評語を用いた⁽⁴³⁾。それに対して、「現状記録的」・「現状変更的」という評語は相対的なものであるというご批判をいただいた。そして私もこの評語が相対的なものであるという否定はしない。

村落定書を考察した際には、その数が膨大であることを鑑み、個々の村落定書の詳細な内容やそれを取り巻く状況について詳しく言及できなかった。そこで今回はこれまでみてきたように、初発の村落内部文書の内容とそれが出された背景について、可能な限り言及してきた。その考察を下敷きとして、「現状記録的」・「現状変更的」という評語を用いたものであることをご理解いただきたい。

そのうえで、表2をみてみる。全体的にみて現状記録的が七〇%、現状変更的が三〇%というように、全体の七割が現状記録的な文書である事が分かる。時期別にみると、一三世紀後半から一六世紀前半までは現状記録的な文書が多いが、一六世紀後半と一七世紀前半では逆に現状変更的な文書が多くなっている。

以前分析した村落定書においては、一五世紀中頃を境にして現状記録的なものから現状変更的なものに変化していた⁽⁴⁴⁾。それに比べて初見の内部文書は、一六世紀中頃に現状記録的なものから現状変更的なものへと変化している。すなわち現状変更的なものになるのが、村落定書よりも一〇〇年遅くなっているのである。この事は、なにを意味するのか。

まずこの差は、村落定書の方が内部文書一般よりも村落の現状に対してより敏感に反応していることの表れと捉えることができる。さらにかつて私が行った村落定書の分析は、連続と出し続けられてきた村落定書も対象としている。この点も両者の差となって表れているのだろう。

いずれにせよ、村落内部文書の初見文書全体の七割が現状記録的な文書であることとあわせ考えると、中世を通して村落が内部文書を作成しはじ

める契機は主に「現状を記録する」という点にあったことに思い当たる。このことは、村落定書がもともと現状の記録から出発していることとも相応している。

現状を記録しておくことに対して、よほど強い要請がなければ、村落は内部文書を作成しなかったことができよう。それに当然のことながら、中世社会では紙が高価であったという高いハードルも加わる。

「現状を記録しておくことに対する、よほど強い要請」とは、具体的にどういう事であったか、前述した個別事例分析の中で再確認しておく。次の(1)～(18)は、第一節の一～一八に対応している。

(1) 近江国菅浦の事例：大浦荘との競合関係を背景とする共有地「日指・諸川」を確保するための必要不可欠な現状記録「日記」が初見の内部文書となった。

(2) 近江国蛇溝郷の事例：一三世紀末期における鎮守十禅師権現の頭役勤仕の現状記録であるが、ただし記録を残す具体的な必要性は明確ではない。

(3) 紀伊国東村の事例：領主粉河寺から下賜された尾山の取得について、後年の紛争を防止する必要性に基づいて作成された現状記録的な日記が初見文書である。

(4) 近江国橋本村・武久村の事例：両村共有の鎮守である左右宮にこれまで集積された神田を総括的に記録しておく必要性に基づいて作成された現状記録的な日記である。

(5) 紀伊国花園荘中南村の事例：前年に作成した紛失状に問題があつて、翌年に作成した紛失定書が初見の内部文書。紛失定書の土地が中南村とどのような利害関係にあるかは不明であるが、土地所有の保全の必要性により作成した現状記録的な文書である。またこの土地の利害関係者である公文僧侍従が中南村の執筆役も兼ねていたことが、内部文書作成の追い風になった点も見逃せない。

(6) 近江国今堀郷の事例：今堀日吉神社神田・神島の管理が、荘官である公文や図師から今堀惣郷へ移っていったことを契機として、公文や図師が管理のために作成していた日記を今堀郷が引き継いだことが、初見の内部文書である日記作成の背景にある。鎮守社の神田島の管理に伴う現状記録的な文書である。

(7) 河内国鬼住村の事例：鬼住村の山林を盗伐などから護るために作成した現状記録的な定書。共有の山林を保護維持してくための必要性が内部文書作成の背景にある。

(8) 山城国東河原村の事例：東河原村における本役負担の記録である「惣帳」を既に作成していたが、その文書を盗まれたため作成したのが現存の初見内部文書である。安定的に本役を負担する必要性に基づいた現状記録的な文書である。

(9) 近江国余呉荘丹生郷の事例：丹生郷一八人のおとなが、鎮守社の天神における御拝の頭差しの順番を記録したものであり、現状記録的な定書である。この定書作成の背景には、頭役勤仕における惣領と庶子との相論があつた。この相論により一年間頭役勤仕が停滞したため、おきな分・藤三郎分などの頭役順を整理して記録したものである。

(10) 近江国上大森村の事例：夜間の収獲物盗難などを規制するために、現状を確認して改めて記録した置文である。

(11)・(12) 近江国岩倉村・宇治河原村の初見内部文書は現状変更的な内容である。

(13) 近江国中野村の事例：現状に不満を持ち惣中の意思に逆らう者を処罰することにより現状を維持しようとした、現状記録的な内容の置文である。

(14) 近江国下大森村の事例：百姓衆との出入り関係に備え、従来からある地侍衆の団結を確認した、現状記録的な定書である。

(15)・(16)・(17)・(18) 近江国佐目村・柴原南村・三津屋村・越前国猿

倉村の初見内部文書は現状変更的な内容である。

以上のような個別事例における初見内部文書作成の背景をみていくと、それぞれ切迫した事情により現状を記録したものであることが理解できる。

しかしそれが現状を変更するためではなく、なぜ現状を記録するためなのだろうか。すべてをパーソナル・コンピュータで記録し慣れている私たちからすると、現状を記録することに何の障壁があるのかといぶかしさを感じる。むしろ現状変更のために文書を作成することの方がより切迫した状況であり、危機感から文書を作成する状況としては遥かに理解しやすい。しかし現代人の、その理解の浅さがネックなのだと思う。

ながらく口頭伝達で情報を伝え保存してきた人々からすると、高価な紙代を費やして口頭で確認してきた事柄を紙に書き付けるといのは、相当の勇気が必要だったに違いない。そのうえ、さらには現状を変更するような新規の内容を紙に書き付けるなどという高等手段を、当初から用いることは困難だったのではなからうか。

現状を記録する必要性という個別事情とともに、私たちには理解しにくい、中世村落民の「記録することを難しく感じる心意」を前提として、より深く状況を考慮しておく必要がある。

以上のような事情を改めて考慮することにより、「中世村落が内部文書を作成するということは非日常的で、ごく稀な行為であった」と結論づけたい。そしてその傾向は、一七世紀前半の初期近世村落においても色濃く遺されたものでもあった。この点については、後述する。

村落定書よりも一〇〇年遅れ、一六世紀中頃によく現状変更的な初見の内部文書が増えてきたことは、中世村落で内部文書を作成する契機として現状を記録するという傾向がいかに根強かったかを示すものといえよう。そしてそれは、よほどのことがなければ現状を記録しないという事もつながっているのである。

三 村落内部文書成立の趨勢

次に村落内部文書が出現する状況について、出現時期と出現数や村落数の点から考察する。

まず表1の初見事例三七例・参考事例四〇例、それを総合した七七例の意味について考えたい。参考事例四〇例というのは「初見事例かどうかは確認できない村落内部文書の事例」である。したがって七七例というのは、一三世紀から一七世紀中頃までの間で村落内部文書をもつ村落の総数ということになる。

そこで畿内近国における村落の総数が知りたいところだが、あいにく適切なデータが見当たらない。そこで畿内五カ国に限って確認されている荘園の数を、荘園辞典の項目数で数えようと、山城国一七六荘・大和国八六八荘・河内国一六七荘・和泉国六九荘・摂津国二四五荘であった⁽⁴⁵⁾。荘園のなかには菅浦荘のように一荘一村というところもあるが、ここでは荘園一荘＝村落三ヶ村と仮定して計算すると、山城国五二八村・河内国五〇一村・和泉国二〇七村・摂津国七三五村となる。問題は和泉国の荘園が八六八荘とずば抜けて多いことである。これは同国に雑役免系荘園が多いことによると思われるが、そうなると村落との対応関係がさまざまで一義的な形で概算できない。そこで他国と村落数とも比較勘案して、一荘一村として大和国の村落数を八六八村としておくが、これでも多すぎるように思う。以上の村落数を加算すると、畿内五カ国の中世村落は二八三九村となる。

この畿内の全二八三九村のうちで、村落内部文書を有する村落七七村は、三%弱となる。さらに中世では荘園とほぼ同規模と推定される公領(国衙領)にも、もちろん村落がある。それを荘園の村落と同数だと仮定すれば、七七村は全体の二%にも満たないことになる。中世村落文書の多くが伝来せず滅失した可能性も考慮しなければならぬが、逆に残る九八%の中世村落文書がすべて滅失したとする想定も現実的とは言えないだろう。

以上の数値は単なるイメージであるが、加えて畿内の近国やさらには全国六六カ国の中世村落の総数からすれば、七七村というのは本当にほんの一握りの数でしかないことは言を俟たない。いずれにせよ、中世村落において村落内部文書をもつ村落はごくごく一部に限られていることは明らかである。

もしも似鳥氏のように村落内部文書をもつことが惣村の条件だとしたら、惣村は中世村落のうちのごく一部の村落形態にすぎないことが、さらに明瞭となる。それは、「惣村」をもつて中世後期村落の典型例だとする教科書的な歴史像が、実は日本列島全体のごく一部の状況を示すものに過ぎなかったという事をも明確に示している。

逆の面からいうと、中世後期には名主座の惣郷・惣荘や小領主中心の村落などが、惣村以上に数多く、列島上に展開していた⁽⁴⁶⁾。そして、これらの村落には一切、村落文書は伝来していない。村落内部文書どころか、村落文書群をもつ村落という存在じたいさえ、中世村落のほんの一部なのである。

さて、話を村落内部文書の初見事例に戻そう。表1にみえる村落内部文書の初見事例三七例は、年代的に次のように整理できる。「表3 村落内部文書（初見）の出現時期」をみてみよう。

一三世紀後半から一七世紀前半まで、五〇年間ごとに初見文書の出現数を見ると、二通から七通のいずれも一桁代で、全三七通を母数とする各時期の比率も五%から一九%で、顕著な変化傾向はない。あえていえば、一五世紀前半と後半がそれぞれ二通・五%でやや落ち込んでいる感がある程度だ。

ちなみに個別分析の対象とはしない参考事例についても、試みに加算して傾向をみてみると、総計七七通となり、各時期四通、一三通、四%、一三%となった。この数値も各時期に分散していて、時代の推移に伴う顕著な変化傾向はみられない。

話を全三七通の事例に戻すと、各時期に作成された初見文書の数はそれぞれ一桁代で、少数傾向のまま顕著な変化がない事になる。このことをどう考えたらいいのだろうか。

私は前述したように、中世後期村落は基本的に口頭伝達の世界に生きていたと考えている。そのことをベースにこの数字を分析すると、中世後期から中近世移行期にかけて中世村落は、特定の時期を契機として口頭伝達から文書伝達へ転換していったというわけではないといえるのではなからうか。結果的に、文書伝達を行う村落は非常に緩やかなペースでしか増えていかなかったということになる。

さらに注意したいのは、一七世紀前半である。中近世移行期村落または近世初期村落になっても、劇的に内部文書を作り始めたわけではない事がある。幕藩体制が成立し文書を基本とする支配体制が村落に浸透していても、畿内近国の村落でさえ、それに呼応して村落内部も文書伝達へとすぐに転換したわけではない事を示している。

先進地域の畿内近国であってもこのような状況であるから、その外縁の名主座リング地域、さらにはその外の地域では、内部文書の作成はもっと遅れたであろう。

表3 村落内部文書（初見）の出現時期

年代	表1 該当番号	合計 数	比率	参考 事例	総 数
13世紀後半	1～6	6	16%	4	10 (13%)
14世紀前半	7～10	4	11%	0	4 (5%)
14世紀後半	11～17	7	19%	4	11 (14%)
15世紀前半	18・19	2	5%	6	8 (10%)
15世紀後半	20・21	2	5%	10	12 (16%)
16世紀前半	22～26	5	14%	6	11 (14%)
16世紀後半	27～30	4	11%	4	8 (10%)
17世紀前半	31～37	7	19%	6	13 (17%)
合計		37		40	77

ここで改めて言うまでもないが、中世は概して戦乱や災害の多い不安定な社会であった。戦乱や災害のような突発的な非常事態に対する村落集団内部の情報伝達は、発給に手間取る文書伝達よりも、口頭伝達の方が素早く対処できて、断然、有利であったと思われる。それが、中世村落で根強く口頭伝達が維持されてきた理由であろう。

しかし口頭伝達にも欠点がある。口頭伝達された情報は、時間が経つと次第に記憶の彼方へ薄らいでゆく。その欠点を補うためには意識的に情報を記憶しておくことになるが、それにも限界がある。そこでその記憶の代わりとして採用されたのが文書伝達ということであろう。これが、初発の村落内部文書に現状記録的なものが大多数を占める、決定的な要因といえるよう。

売券などの文書主義に飲み込まれた中世村落ではあるが、村落内部は頑なに口頭伝達を維持していた。そういう姿が、表3の数字から読みとれるのではなからうか。

最後に、村落内部文書を作成した村落の累積数を見てみたい。

表4の「初見数」というのは、当該期の初見事例と参考事例とを加算したものである。表4では初見数ではなく村落内部文書を作成した村落数を問題にしているので、このような数値処理を行った。その村落数を累積していった数が「累積数」である。

これは、①初見文書を作成した村落は中近世移行期まで存続している、②初見文書を作成した村落はその後も内部文書を作成し続けるといふ二条件を仮定して積算したものである。

表4で注目したいのは、一七世紀前半の累積村落数「七七」

表4 村落内部文書の累積数

年代	初見数	累積数
13世紀後半	10	10
14世紀前半	4	14
14世紀後半	11	25
15世紀前半	8	33
15世紀後半	12	45
16世紀前半	11	56
16世紀後半	8	64
17世紀前半	13	77

という数字である。前述したように累積村落数Ⅱ総合計村落数「七七」は、畿内五カ国における中世村落の総数二八三九の三%弱であった。これは、一七世紀前半の村落で内部文書を作成しているものがわずか三%に過ぎないことも意味している。

一七世紀前半という時期は村落史では中近世移行期として扱うが、政治的には幕藩制社会であり、幕府や藩による文書行政が強力に推し進められ始めた時期である。すなわち当該期の村落は領主権力による文書文書伝達にいやおうなく対応せざるを得なくなった時期でもあるのだ。そのように一面では文書リテラシーが急速に広まっていく時期でありながら、一方で村落内部で文書伝達を行っている村落はわずか三%に過ぎないのである。

村落内部における口頭伝達の慣行が一七世紀前半においてもいかに根強く維持されていたか、注意しておきたい。

四 名主座村落

畿内近国の臈次成功制宮座を基盤にもつ村落で、村落内部文書をもたなかった中世村落は相当数あったことは確実である。そのなかで本論冒頭で触れた似鳥氏は、「惣村」概念の厳密化を図るために、村落内部文書の存在を惣村の条件にした。そしてこの惣村の条件は、村落内部文書をもつ畿内近国の惣村が中世村落としては極めて先進的であるととも、極めてレアで特殊な少数派である事をも明白に示すこととなった。

一方、豊後・肥後国以南の南九州と能登・美濃・尾張国以東の東国、この日本列島の両端にある地域の中世村落は、小領主の強い主導力に引きずられて、近世になるまで共同体としての明確な姿を現すことはなかった⁽⁴⁷⁾。この地域の中世村落は、村落内部文書はもとより、村落文書そのものをもたない。

表5 名主座村落の総数

番号	国名	中世文書	近世近代文書	合計
1	長門国	1	1	2
2	周防国	4	2	6
3	安芸国	1	3	4
4	備後国	1	6	7
5	備中国	2	29	31
6	美作国	2	19	21
7	備前国	1	1	2
8	播磨国	2	1	3
9	山城国	1	0	1
10	和泉国	3	1	4
11	石見国	6	4	10
12	出雲国	0	1	1
13	伯耆国	0	1	1
14	隠岐国	0	1	1
15	丹波国	2	0	2
16	讃岐国	4	0	4
17	阿波国	0	2	2
18	土佐国	1	3	4
19	紀伊国	2	6	8
20	豊前国	3	5	8
21	豊後国	2	5	7
22	筑前国	2	4	6
23	筑後国	1	1	2
24	肥前国	1	1	2
25	肥後国	1	0	1
26	遠江国	0	2	2
27	三河国	2	1	3
28	美濃国	1	0	1
29	能登国	2	0	2
合計		48	100	148

【注】17世紀中頃までの文書を中世文書とした。国の配列は、基本的に典②の論述順に従った。

【出典】

- ① 菌部『村落内身分と村落神話』、校倉書房、2005年、第2章 名主頭役身分
- ② 同『中世村落と名主座の研究—村落内身分の地域分布—』、高志書院、2011年
- ③ 同「丹波国葛野荘の名主座について」、『山形県立米沢女子短期大学紀要』48号、2011年
- ④ 同「肥後国海東郷における名主座（ジंगा）について」、『米沢史学』29号、2013年
- ⑤ 同「南海道の名主座について（補遺）」、『米沢史学』29号、2013年

前述したように、畿内近国とこの日本列島両端地域とに挟まれたドーナツ型の地域を、私は「名主座リング」と呼んでいる。この地域における名主座の惣荘・惣郷も前述したように村落文書をもたない。ただ、神官として名主座を統合した小領主の家文書（地下文書）が、名主座村落の結束を担保した。

表5は、名主座の総数を示したものである。これによると一七世紀半ばまでの文書にみえる名主座村落は四八、それ以降の文書にみえるものは一〇〇あり、現在確認できている名主座村落の総数は一四八にのぼる⁴⁸⁾。これらの多くは惣荘惣郷の事例なので、村落数にするとその数倍にのぼると思われる。仮に一惣荘惣郷に三ヶ村あると仮定すると、村落数は四四四となる。ただし一村落の名主座村落もいくつかあるので、これはあくまで目安に過ぎない。

一方、村落内部文書をもつ畿内近国村落は、累積数で七七である。似鳥氏の惣村要件である「惣」の名辞や共有財産などの条件を加味すると、惣村の数はこれよりも相当減ることになるだろう。しかし本稿では、惣村は

七七あつたと仮定して考察する。

前述したように村落数に置き換えると名主座村落は四四四あり、惣村の七七の約五倍となる。この数字はあくまで目安であるが、惣村より名主座村落の方が圧倒的に多いことは明白である。

なお、以上のような推計・推論に対して異論がも出てくるのが予想される。特に中世の文書群が滅失している可能性を危惧する向きがあるのは、むしろ当然のことだろう。確かに狭いエリアでの比較検討の場合、個別文書群の滅失により、歴史像が歪められる危険性は少なくない。しかし畿内近国地域と名主座リング地域という広大なエリア同士を比較する場合、事情は異なる。それぞれの地域における個別文書群の滅失は避けられないものの、そのような個別事情は相互にみられるため、文書群滅失の影響は平準化され、比較検討に大きな影響を与えないと思われる。このような認識から、本稿のような畿内近国地域と名主座リング地域の大まかな比較検討は有意であると考ええる。

以上の点から、名主座リング地域に存在する名主座村落こそが、中世村

落の大多数をしめる一般的な村落形態であったと言えるのではなからうか。本稿の最後に、この名主座村落が中世村落の標準的な形態であったことを改めて強調しておきたい。

おわりに

ここまで作業を終えて、村落内部文書を用いて、中世村落は基本的に口頭伝達の社会であったことを示すことの難しさをかみしめている。

今後、表1の参考事例四〇例についても追加調査を行い、初見の村落内部文書のあり方についての知見をさらに深めたい。また名主座村落の事例発掘にも引き続き、力を注いでいきたい。

その上で、名主座村落を基軸とした中世村落史の構想も練り上げていければと考えている。

注

- (1) 似鳥雄一「中世荘園制の終焉と村落の自治」(『歴史学研究』一〇一五号、二〇二二年)。なお日記については、榎原雅治「日記とよばれた文書―荘園文書と惣有文書の接点―」(同『日本中世地域社会の構造』、校倉書房、二〇〇〇年。初出一九九六年)を参照のこと。
- (2) 前掲注(1) 似鳥論文。
- (3) 蘭部『日本中世村落文書の研究―村落定書と署判―』(小笠子社、二〇一八年、第三章、初出二〇一四年)。
- (4) 木村茂光『『村』・『ムラ』はあれど『むら』はなし』(『歴史評論』八四五号、二〇二〇年)など。
- (5) 永仁四年赤崎田地日記(菅浦文書七二八号、『菅浦文書』)。
- (6) 「越後公」のような僧名を公名(きみな)という。天台宗などで、僧を父親らの職名で示したものの。公名のなかでこのように国名を付す

のは、諸大夫や北面の武士の子息に多いという(世界大百科事典第2版「公名」)。

- (7) 永仁五年蛇溝郷九日頭日記(蛇溝町共有文書一号、『八日市市史』第五巻史料I)

- (8) 嘉元三年東村若王子尾山受領交名日記(王子神社文書三二二号、『和歌山県史』中世史料1)。

- (9) 応安一年左右宮神田日記(橋本左右神社文書写真版G5)。

- (10) 応永二年橋本村武久村頼母子定書(橋本左右神社文書一三六八号、『近江蒲生郡志』五)。

- (11) 文中二年公文侍従等紛失状(中南区有文書四〇号、『和歌山県史』中世史料二)。

- (12) 文中三年中南村村人文書紛失定書(中南区有文書四五号)。

- (13) 建武三年今堀神田注文(今堀日吉神社文書五七四号)。

- (14) 建武二年今堀神島算用状(今堀日吉神社文書三四六号)。

- (15) 延文二年今堀神田注文(今堀日吉神社文書四四二号)。

- (16) 応安三年今堀神田注文(今堀日吉神社文書四〇五号)。

- (17) 永徳一年今堀神田算用状(今堀日吉神社文書三四二号)。

- (18) 応永一〇年神田納帳日記(今堀日吉神社文書三三四号)。

- (19) 永徳三年今堀郷結鎮頭衆議定書(今堀日吉神社文書三五七号)。

- (20) 寛正五年河内国鬼住村山林定書(鬼住区有文書一号、『河内長野市史』五史料編二)

- (21) 前掲注(3) 蘭部著書第三章、表2-1の92番。

- (22) 大永五年一二月東河原村惣帳(大徳寺所蔵文書、『惣村から近世の農村へ―綴喜郡東村の歴史―』、京都府立山城郷土資料館、一九九〇年、八頁)。

- (23) 大永八年二月東河原村惣置文(大徳寺所蔵文書、前掲注(22)『惣村から近世の農村へ』、九頁)。

- (24) 享祿四年近江国余呉莊丹生郷おとな定書（上丹生区有文書、東大史料編纂所写真架蔵番号6171,6196・P33）。
- (25) 天正一三年六月上大森惣分置文（上大森町共有文書一号、『八日市市史』第六卷史料Ⅱ、一九八六年）。
- (26) 牛馬放牧については、菌部「中世村落における生活規制について」『米沢史学』三五号、二〇一九年）を参照のこと。
- (27) 文祿三年二月岩倉惣定書（岩倉共有文書七一号、『日本思想大系中世政治社会思想』下、二一七頁）。
- (28) 『宇川共有文書調査報告書』上・下巻（水口町立歴史民俗資料館、一九九六・一九九七年）。
- (29) 慶長一一年三月宇治河原村鉄火取定書（宇川共有文書翻刻編二二―二河原論―五号、前掲注（28）『宇川共有文書調査報告書』下巻、四四頁。前掲注（27）『中世政治社会思想』下、二二五―二二六頁）。
- (30) 慶長一一年宇治河原村鉄火取定書（宇川共有文書翻刻編二二―二河原論―六号、前掲注（28）『宇川共有文書調査報告書』下巻）。
- (31) 煩瑣なので、所出情報のみを記す。前掲注（28）『宇川共有文書調査報告書』下巻、翻刻編二二―二の一号・参考ア〜ウ。
- (32) 煩瑣なので、所出情報のみを記す。前掲注（28）『宇川共有文書調査報告書』下巻、翻刻編二二―二の二・参考エ・三・四号。
- (33) 慶長一六年中野村物中置文（中野共有文書一号、前掲注（25）『八日市市史』第六卷史料Ⅱ）。
- (34) 元和三年下大森村侍衆定書（山田義雄家文書一号、前掲注（25）『八日市市史』第六卷史料Ⅱ）。
- (35) 元和六年近江国佐目物中置文（佐目区有文書、原田敏丸『近世村落の経済と社会』、山川出版社、一九八三年、三四八頁）。
- (36) 寛永一二年七月柴原南村惣中定書（柴原南町共有文書一号、前掲注（25）『八日市市史』第六卷史料Ⅱ）。
- (37) 寛永一四年一二月三津屋村両方置文（三津屋町共有文書一号、前掲注（25）『八日市市史』第六卷史料Ⅱ）。
- (38) 寛永一六年猿倉村検地定書（室屋笠松家文書三号、『福井県史』資料編7中・近世五、一九九二年、七七―七九頁）。
- (39) 寛永一六年猿倉村検地定書（室屋笠松家文書四号）。
- (40) 永享六年一二月高野山夏衆沙汰人等連署置文（高野山勸学院文書一―四五、『かつらぎ町史』古代・中世史料編、一〇七―三頁）。
- (41) 前掲注（3）菌部著書（九八―九九頁、及び一一―一二頁など）。
- (42) ① 応永一三年八月大覚寺僧衆番頭等連署置文（大覚寺文書三号、『兵庫県史』史料編中世1）、② 長祿四年一二月千手寺僧・直川莊番頭等定書写（玉井家文書、『紀伊続風土記』第三輯付録卷一古文書部、三頁）、③ 文明一三年八月三日靈松寺敷地堺定書（靈松寺文書二二六号、『高槻市史』第三卷史料編1）。
- (43) 前掲注（3）に同じ。
- (44) 前掲注（3）に同じ。
- (45) 阿部猛・佐藤和彦編『日本莊園大辞典』（東京堂出版、一九九七年）に立項された莊園数による。
- (46) 菌部『中世村落と名主座の研究―村落内身分の地域分布―』（高志書院、二〇一二年）、ならびに「中世村落における小領主と宮座―畿内・南九州及び東国の事例から―」、『米沢史学』三六号、二〇二〇年。
- (47) 前掲注（46）菌部「中世村落における小領主と宮座」。
- (48) 前掲注（46）菌部『中世村落と名主座の研究』、及び同「丹波国葛野莊の名主座について」（『山形県立米沢女子短期大学紀要』四八号、二〇一二年）、同「肥後国海東郷における名主座（ジンガ）について」（『米沢史学』二九号、二〇一三年）、同「南海道の名主座について（補遺）」（『米沢史学』二九号、二〇一三年）。前述したように名主座の文書は、名主座の神職である小領主の家文書として残されている。この

小領主は武力を持ち、戦乱の渦中に巻き込まれることが多いので、文書の散佚も少なくなかったと思われる。それが、中世文書を欠きながらも、近世近代文書で存在が示される名主座事例の多いことに表れているといえよう。